

○福井県後期高齢者医療広域連合収入役の職務を代理する者に関する規則

〔平成19年2月1日〕  
規則第3号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第170条第5項の規定に基づき、収入役の職務を代理する者について必要な事項を定めるものとする。

（収入役の職務代理者）

第2条 法第170条第5項の規定により、収入役の職務を代理する吏員は、事務局次長の職にある者とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。